

# 岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（マイナンバー法）の一部改正に伴い、通知カードが廃止されたことを受け、所要の規定の整理を行う。

## 第2 改正の内容

別表中通知カードの再交付に関する規定を削る。

## 第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第20号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表個人番号関係手数料の部第1項を次のように改める。

1	個人番号カードの再交付	1件につき800円
	備考 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 (1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったため、再交付を請求するとき。 (2) 個人番号若しくは住民票コードの変更により、又は国外転出により、個人番号カードを返納した後、再交付を請求するとき。 (3) 職員の操作の誤り等により個人番号カードが使用できなくなったため、再交付を請求するとき。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。